

健康増進計画

「キラリ葛城21 ～イキイキ輝くまちプラン～」(平成25年3月)

- 歯科口腔保健に関する目標項目・現状値・目標値

中間評価後の目標値

項 目		現状値	目標値	
健康 目 標	60歳で自分の歯が24本以上ある人の割合の増加	72.7%	75%	
	3歳児におけるむし歯有病率の低下	27.6% (H23年度)	15%以下	
	12歳児1人あたりの平均むし歯数の減少	1.20本 (H23年度)	1.0本未満	
行 動 ・ 学 習 目 標	歯間部清掃用具を使用している人の割合の増加	男性	34.2%	増加34.2 %以上
		女性	46.1%	増加46.1%以上
	歯の定期健診に通う人の割合の増加	男性	31.2%	50%
		女性	45.0%	65%
環 境 目 標	2歳6か月児歯科健康診査受診率の増加	76.5% (H23年度)	85%	
	フッ化物洗口の実施設の増加	5箇所	維持 市内全園実施	

歯科口腔保健事業

○ 母子歯科口腔保健事業

No.	事業名称	事業内容	対象者	実施年月日 または間隔	担当スタッフ	費用	実施場所	備考
1	妊婦歯科健康診査	歯科健診 歯科保健指導	妊婦	通年	事務、保健師 (受診先では歯科医師 歯科衛生士)	なし	契約歯科医療機関	
2	4か月児健康診査	4か月児の身体的、精神的発達、疾病等の早期発見、育児支援のための健康診査	4か月児	12回/年	医師、保健師、看護師 管理栄養士	なし	新庄健康福祉センター	
3	10か月児健康診査	10か月児の身体的、精神的発達、疾病等の早期発見、育児支援のための健康診査	10か月児	12回/年	医師、保健師、 管理栄養士、看護師	なし	新庄健康福祉センター	
4	1歳6か月児健康診査	1歳6か月児の身体的、精神的発達、疾病等の早期発見、育児支援のための健康診査	1歳6か月児	13回/年	医師、歯科医師、 保健師、管理栄養士、 看護師、歯科衛生士、 心理発達相談員	なし	新庄健康福祉センター	
5	2歳6か月児歯科健康診査	う歯の早期発見と早期処置の勧奨、う歯予防の助言およびフッ素塗布	2歳6か月児	11回/年	歯科医師、保健師、 歯科衛生士、管理栄養士	なし	新庄健康福祉センター	
6	3歳6か月児健康診査	3歳6か月児の身体的、精神的発達、疾病等の早期発見、育児支援のための健康診査	3歳6か月児	12回/年	医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、 看護師、歯科衛生士 心理発達相談員	なし	新庄健康福祉センター	
7	フッ化物洗口	フッ化物洗口	4歳児、5歳児	登園時 や昼食後	幼稚園教諭 保育士	なし	市内保育所 保育園 幼稚園	

○ 成人歯科口腔保健事業

No.	事業名称	事業内容	対象者	実施年月日 または間隔	担当スタッフ	費用	実施場所	備考
1	歯科保健指導	歯科・口腔に関する健康相談	集団検診受診者 市民	7月、10・11月	歯科衛生士	なし	新庄健康福祉センター ゆうあいステーション	

○ 高齢者歯科口腔保健事業

No.	事業名称	事業内容	対象者	実施年月日 または間隔	担当スタッフ	費用	実施場所	備考
1	一般介護予防事業	口腔機能向上についての啓発及び実習	65歳以上高齢者	通年	歯科衛生士	なし	地区公民館等	
2	一般介護予防事業	口腔機能向上についての啓発及び実習	65歳以上高齢者	年度内に実施という計画はあったが、コロナのため実施できず	歯科医師、 歯科衛生士	なし	當麻文化会館	
3	訪問歯科診療	在宅での歯科診療 (事前調査、口腔衛生指導)	65歳以上の 重度の介護を 要する高齢者	随時	歯科医師、 歯科衛生士、保健師	なし	在宅	
4	介護予防・生活支援サービス事業C型(訪問型介護予防事業で実施する口腔機能の向上プログラムに相当する事業)	口腔機能向上プログラムを訪問し個別で実施	65歳以上で介護予防・生活支援サービス通所型Cに参加している方で、総合事業チェックリストより必要であると判断される方	随時	歯科衛生士、保健師	なし	在宅	

○ その他の歯科口腔保健事業

No.	事業名称	事業内容	対象者	実施年月日 または間隔	担当スタッフ	費用	実施場所	備考
1	歯科医師会議 (事前会議含む)	歯科保健向上のための会議	歯科医師	2回/年	歯科医師、 歯科衛生士、保健師	なし	新庄健康福祉センター	

上記の記載内容は市町村から情報提供いただいた時点のものであり、現在は異なっている可能性がありますので、現時点の事業詳細について把握したい場合は市町村担当課に直接照会のうえご確認くださいませますようお願い申し上げます。

第8期介護保険事業計画名称

策定期間：令和3年3月

〔基本目標 2 健康長寿を実現するまちづくり〕

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村の主体性を重視した地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者等に対し、介護予防や生活支援サービス等を市町村の判断によって総合的に提供することができるものです。

本市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施しており、これまで制約上の制約で十分なサービスが提供できなかった部分についても、利用者の視点に立った柔軟な対応や、既存の枠組みにとらわれないサービス提供を進めています。

(1) 一般介護予防事業の推進

①介護予防把握事業

本計画策定時に実施したアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）等の分析や、地域包括支援センターにおける窓口相談、民生委員や地域団体と連携した情報収集等を通じて、介護予防の支援が必要な高齢者の把握を進め、介護予防活動への参加を促します。

②介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識の普及啓発をはじめ、市民の主体的な介護予防、健康づくり活動を支援します。

【現状】

参加者が介護予防について楽しく学べるよう、工夫を凝らした教室を開催しています。また、各地区の公民館において、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防等に関する健康講座を開催しています。